

大牟田市建設工事等の請負契約に係る競争入札参加者資格

〔平成7年3月31日〕
告示第99号

改正 平成12年 3月24日告示第119号
平成12年 3月31日告示第126号
平成17年 2月 9日告示第126号
平成21年 3月 9日告示第187号
平成23年 2月17日告示第187号
平成27年 8月20日告示第124号
平成27年12月24日告示第186号

大牟田市建設工事等の請負契約にかかる指名競争入札参加者資格（平成2年告示第89号）の全部を改正する。

大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第2条及び第12条の規定に基づき本市が発注する建設工事並びに測量、調査及び設計の請負契約に係る競争入札に参加する者の資格に関し、必要な事項を定めたので公示し、平成7年4月1日から施行する。

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を限度として市長が定める期間を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をした者
- (4) 競争入札参加資格申請書の提出のときまでに消費税及び地方消費税、法人税又は所得税、事業税並びに本市に納めるべき税を完納していない者
- (5) 次のいずれかに該当する者（施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である法人
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
- (6) 建設工事においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可

を受けていない者

- (7) 建設工事においては、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者
- (8) 建設工事においては、次に定める届出の義務がある場合において当該義務を履行していない者(市内に本店又は支店等(支店及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条に規程する支店に準ずる営業所をいう。)を有する者を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規程による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規程による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規程による届出
- (9) 建設業以外の業務においては、法令の規定により必要とされる許可、認可等を受けていない者

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 建設業者の場合

- ア 競争入札に参加する者については、経営事項審査の項目及び基準により審査した客観的事項、並びに工事成績及び信用度等により審査した主観的事項について行った評価の結果を総合的に勘案してその資格を認定する。
- イ 指名競争入札に参加する者に必要な資格については、1の資格審査の結果に基づき、次に掲げるところにより等級別に区分し格付する。
 - (ア) 土木一式工事については、3等級
 - (イ) 建築一式工事については、2等級
 - (ウ) その他の工事については、等級の区分をしない。

(2) 建設業者以外の場合

競争入札に参加する者については、経営規模及び経営の状況等により審査し資格を認定する。

3 入札参加資格審査の申請

競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して、市長が別に定める期間に提出し審査を受けなければならない。

4 参加者資格の有効期間

参加者資格の有効期間は、当該参加資格者を認定した日の翌日から次期の資格審査に基づく認定のときまでとする。

5 旧基準の廃止

大牟田市建設工事等の請負契約にかかる指名競争入札参加者資格(平成2年告示第89号)は、廃止する。この場合において、この告示の日からこの告示による資格の認定が決定されるまでの間に行われる競争入札に参加することができる者の資格については、なお従前の例による。

6 補 則

この告示に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付 則（平成12年3月24日告示第119号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日告示第126号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成17年2月9日告示第126号）

この告示は、平成17年2月10日から施行する。

付 則（平成21年3月9日告示第187号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成23年2月17日告示第187号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成27年8月20日告示第124号）

この告示は、告示の日から施行する。

付 則（平成27年12月24日告示第186号）

- 1 この告示は、告示の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市建設工事等の請負契約に係る競争入札参加者資格の規定は、施行日以後に入札参加資格審査の申請をする者について適用し、施行日前に入札参加資格審査の申請をした者については、なお従前の例による。